

小浜線新規通勤定期利用助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新たにJR小浜線の定期券を購入して通勤する者に対し、新規通勤定期利用助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、JR小浜線の通勤定期利用の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の対象となる者は、嶺南地域に住所を有する者または嶺南地域に所在する事業所等に通勤する者であって、定期券を購入し通勤に利用するものとする。ただし、当該定期券の有効期間の開始日前3月以内に有効な同一区間の定期券を保有していない者に限る。

(対象定期券)

第3条 この助成金の対象となる定期券は、JR小浜線の区間（敦賀駅から東舞鶴駅まで）に係る通勤定期乗車券とする。ただし、券面の利用区間のいずれかにJR小浜線の区間の駅名が印字されていなければならない。

(対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、対象定期券の購入代金とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象定期券が小浜線の区間を越える場合の対象経費は、その区間に含まれる小浜線の区間の定期券とみなし、当該定期券の発売額とする。
- 3 前2項の対象経費について、この要綱による助成金以外の助成等を受けている場合は、助成金の対象としない。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有効期間が1カ月および3カ月の定期券 対象経費の額または4万円のいずれか少ない方の額
- (2) 有効期間が6カ月の定期券 対象経費の額に2分の1を乗じて得た額または4万円のいずれか少ない方の額
- 2 同一の対象者に対する助成金の交付は、1回限りとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小浜線新規通勤定期利用助成申請書兼請求書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

- 2 助成金の交付の申請をすることができる者は、定期利用者が所属する事業所等とする。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、小浜線新規通勤定期利用助成決定通知書（様式第2号）により、当該申請者にその旨通知するものとする。

(助成金の支払)

第8条 会長は、定期券の有効期間の開始日から3月（1カ月定期券に係る助成については1月）経過後、定期券の払い戻しの有無を調査のうえ、適當と認めたときは、申請者の指定する金融機関に口座振替により、30日以内に助成金を交付

するものとする。

2 前項の調査により、定期券の払い戻し等が認められたときは、会長は、前条の規定による交付決定を変更し、申請者に当該額を通知のうえ、申請者の指定する金融機関に口座振替により、30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第9条 会長は、申請に虚偽または不正があったと認めるときは、第7条の規定による交付決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した助成金については、その全部または一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに助成金を返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。